



海上保安制度創設70周年

五管区水路通報第34号

819項-859項

平成30年9月7日

※本通報に使用している経度、緯度は世界測地系(WGS-84)に基づいています。

第819項	紀伊水道南方		射撃訓練
第820項	本州南岸	田辺港及び付近	灯浮標移動
第821項	本州南岸	日高港	ドルフィン設置工事等
第822項	和歌山下津港	有田区、第1区	灯浮標移動
第823項	和歌山下津港	有田区、第2区	灯浮標不存在
第824項	大阪湾	泉州港	潜水訓練
第825項	大阪湾	泉州港及び付近	橋梁灯消灯
第826項	阪南港	泉佐野航路	灯浮標移動
第827項	阪神港	堺泉北区、第6区	灯浮標移動
第828項	阪神港	堺泉北区、堺航路	灯浮標移動
第829項	阪神港	大阪区、第3区	鋼管矢板設置
第830項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第1区	灯浮標移動
第831項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第2区	倒壊コンテナクレーン存在
第832項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第3区	ヨットレース
第833項	阪神港	尼崎西宮芦屋区、第3区	ヨットレース中止
第834項	阪神港	神戸区、第1区	灯台仮灯設置
第835項	阪神港	神戸区、第1区	沈船存在
第836項	阪神港	神戸区、第1区	露出沈船撤去
第837項	阪神港	神戸区、第2区	海上作業
第838項	阪神港	神戸区、第3区	水中障害物存在
第839項	阪神港	神戸区、第4区付近	仮灯設置等
第840項	阪神港	神戸区、第4区及び付近	海底清掃作業
第841項	阪神港	神戸区、第6区	灯標等倒壊
第842項	阪神港	神戸区、第6区	灯台不存在
第843項	阪神港	神戸区、第6区	施設灯仮灯設置等
第844項	明石海峡及び付近		水路測量
第845項	播磨灘		水路測量
第846項	播磨灘		養殖施設設置
第847項	東播磨港		水路測量
第848項	徳島小松島港	徳島区、第1区及び第2区	防波堤改修工事
第849項	徳島小松島港	小松島区、第3区	小型船舶実技講習
第850項	四国南岸	甲浦港	灯浮標交換作業
第851項	四国南岸	高知港	灯浮標交換作業
第852項	四国南岸	高知港	水路測量
第853項	船舶通航信号所一時業務休止		
第854項	船舶通航信号所電光表示版運用不能		
第855項	船舶通航信号所電光表示版消灯		
第856項	信号所電光表示版消灯		
第857項	船舶気象通報等一時業務休止		
第858項	船舶気象通報一時業務休止		
第859項	ディファレンシャルGPS局一時業務休止		

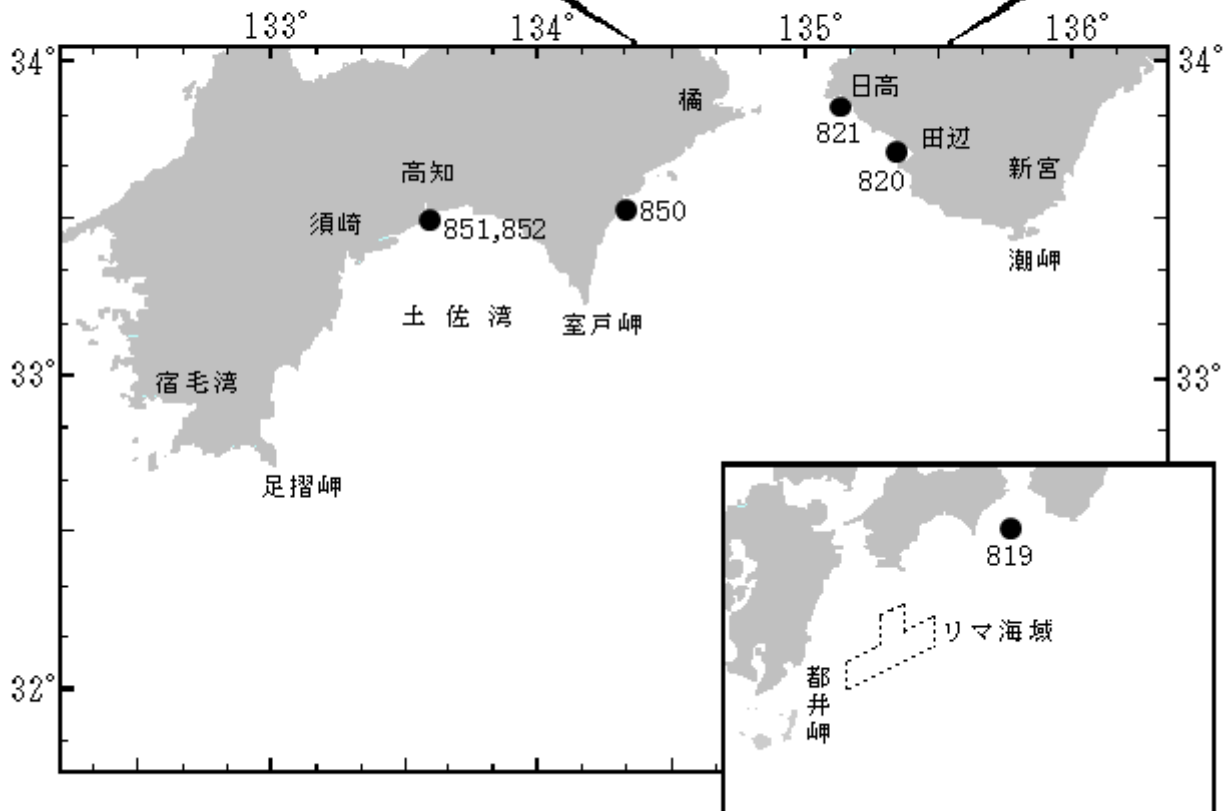
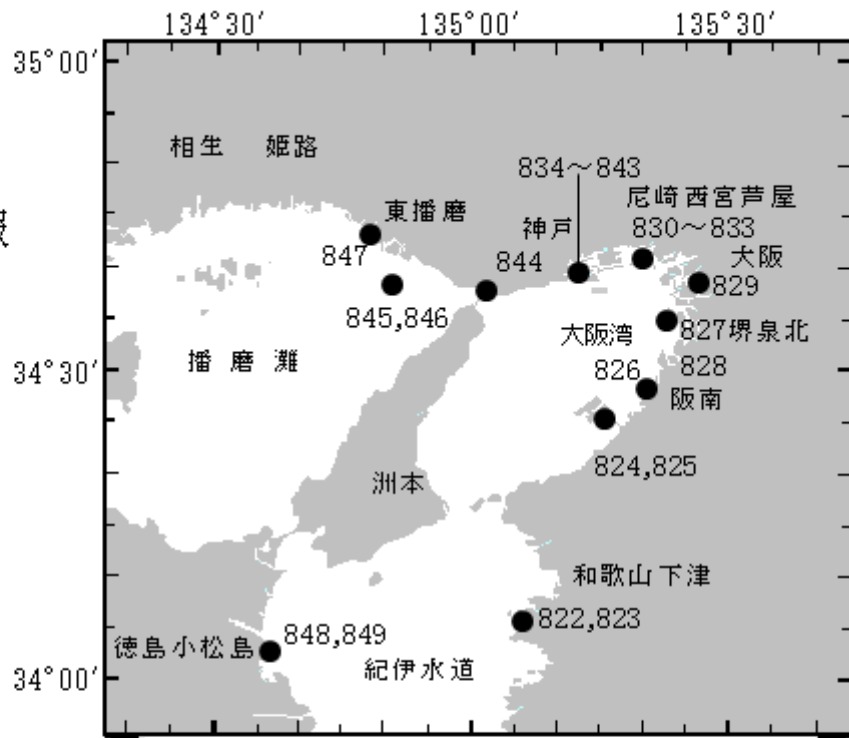
※海図の改補(小改正)のお知らせ(海上保安庁水路通報第34号(平成30年8月31日発行)掲載分)

海 域	改正内容	該当海図	項 数	五管区水路通報の項数
阪神港尼崎西宮芦屋区第1区	水深について(補正図)	W1107(JP 共)	595	-----

五管区水路通報

第34号

索引図



※項数は、太平洋で実施される訓練から先に付与します。

※五管区水路通報に関するお問合せはこちらまで
〒650-8551 神戸市中央区波止場町1-1
第五管区海上保安本部海洋情報部監理課情報係
TEL:078-391-6651(内線2515、2516)
FAX:078-332-6307(自動受信)

※五管区水路通報提供サービス
FAX: 078-332-6307.....最新号(ポーリング受信方式)
インターネット: URL <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

★30年819項 紀伊水道南方 射撃訓練

蒲生田岬南方において、巡視船による射撃訓練が実施される。

期 間 平成30年9月19日（予備日20日）0730～1700

区 域 33-29.6N 134-48.8E を中心とする半径5海里の円内区域

備 考 巡視船は「UY」及び「NE4」旗を掲揚、紅色閃光灯を点灯

海 図 W77（JP共）

出 所 五本部警備救難部



★30年820項 本州南岸 — 田辺港及び付近 灯浮標移動

田辺港及び付近において、下記のとおり灯浮標が海図の図載位置から移動している。

- 1、田辺港斎田崎南方灯浮標（灯台表第1巻2915）（33-43.3N 135-21.0E）は、海図の図載位置から北東へ約250m移動している。
- 2、紀伊堺港沖灯浮標（灯台表第1巻2917）（33-44.2N 135-19.9E）は、海図の図載位置から北東へ約170m移動している。
- 3、田辺灘島灯浮標（灯台表第1巻2917.51）（33-43.6N 135-20.1E）は、海図の図載位置から北へ約70m移動している。
- 4、田辺港アボセ灯浮標（灯台表第1巻2920）（33-43.1N 135-21.2E）は、海図の図載位置から北東へ約80m移動している。

海 図 W74

出 所 田辺海上保安部



★30年821項 本州南岸 — 日高港 ドルフィン設置工事等

五管区水路通報30年31号736項関連

塩屋岸壁西方において、起重機船によるドルフィン設置工事及びスパッド式グラブ浚渫船による掘下げ作業が実施される。

期間 平成30年9月18日～12月29日（予備日30日～平成31年1月15日）日出～日没

区域 下記5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 33-51-50.1N 135-09-15.2E（岸線上）

(2) 33-51-47.0N 135-09-06.2E

(3) 33-51-56.6N 135-09-01.4E

(4) 33-52-01.2N 135-09-14.7E

(5) 33-51-57.0N 135-09-16.8E（岸線上）

備考 掘下げ作業中は汚濁防止柵が設置される

起重機船のアンカー位置を示す黄色浮標が設置される

夜間停泊時には、作業船及び汚濁防止柵の四隅を明示する黄色標識灯が設置される

作業中は警戒船が配備される

海図 W77（分図「日高港」、JP共）

出所 田辺海上保安部



★30年822項 和歌山下津港 — 有田区、第1区 灯浮標移動

有田第4号灯浮標（灯台表第1巻3325）（34-06.7N 135-06.4E）は、海図の図載位置から北へ約150m移動している。

海図 W1144（JP共）

出所 和歌山海上保安部



★30年823項 和歌山下津港 — 有田区、第2区 灯浮標不存在

有田鍋磯灯浮標（灯台表第1巻3321）（34-06.2N 135-06.1E）は、存在しない。

海図 W1144（JP共）

出所 和歌山海上保安部



★30年824項 大阪湾 — 泉州港 潜水訓練

泉州港において、海上保安庁による潜水訓練が実施される。

期 間 平成30年9月13日、19日、20日、27日 0900～2400、
14日 0900～15日 2400、
21日 0900～22日 2400、
28日 0900～29日 2400

区域1 下記2地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-26-42.7N 135-15-28.0E

(2) 34-26-38.8N 135-15-31.9E

区域2 下記6地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(3) 34-26-16.2N 135-15-53.9E (岸線上)

(4) 34-26-24.5N 135-16-06.0E

(5) 34-26-13.3N 135-16-16.8E

(6) 34-24-28.2N 135-13-38.5E

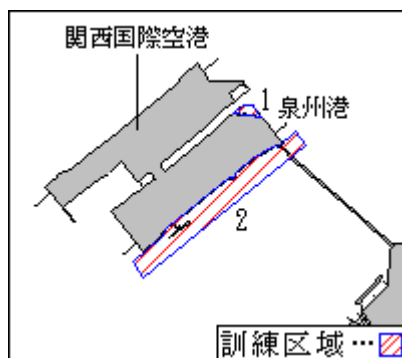
(7) 34-24-40.4N 135-13-28.5E

(8) 34-24-48.1N 135-13-40.0E (岸線上)

備 考 警戒船は「UY」旗及び「A」旗を掲揚、夜間は紅色閃光灯を点灯
訓練中は警戒船が配備される

海 図 W199-W1103 (JP共)

出 所 五本部警備救難部



★30年825項 大阪湾 — 泉州港及び付近 橋梁灯消灯

関空泉州沖連絡橋橋梁灯が消灯している。

名 称 関空泉州沖連絡橋橋梁灯 (灯台表第1巻 3513.1～3513.53)

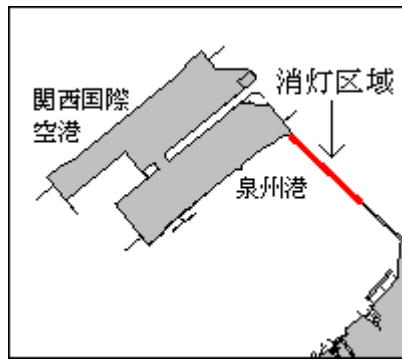
位 置 下記2地点を結ぶ線上付近

(1) 34-26-12N 135-15-53E

(2) 34-25-29N 135-16-51E

海 図 W1103 (JP共)

出 所 大阪海上保安監部

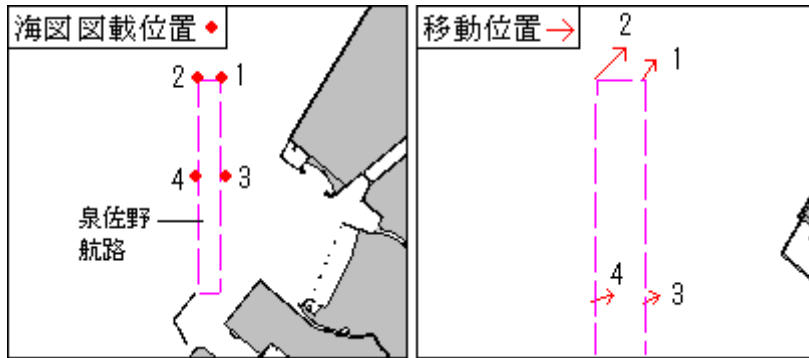


★30年826項 阪南港 — 泉佐野航路 灯浮標移動

阪南港泉佐野航路において、下記のとおり灯浮標が海図の図載位置から移動している。

- 1、泉佐野航路第1号灯浮標（灯台表第1巻3514）(34-27.3N 135-19.2E)は、海図の図載位置から北東へ約100m移動している。
- 2、泉佐野航路第2号灯浮標（灯台表第1巻3515）(34-27.3N 135-19.1E)は、海図の図載位置から北東へ約200m移動している。
- 3、泉佐野航路第3号灯浮標（灯台表第1巻3516）(34-26.8N 135-19.2E)は、海図の図載位置から東北東へ約80m移動している。
- 4、泉佐野航路第4号灯浮標（灯台表第1巻3517）(34-26.8N 135-19.1E)は、海図の図載位置から東北東へ約80m移動している。

海図 W1141 (JP共)
出所 大阪海上保安監部

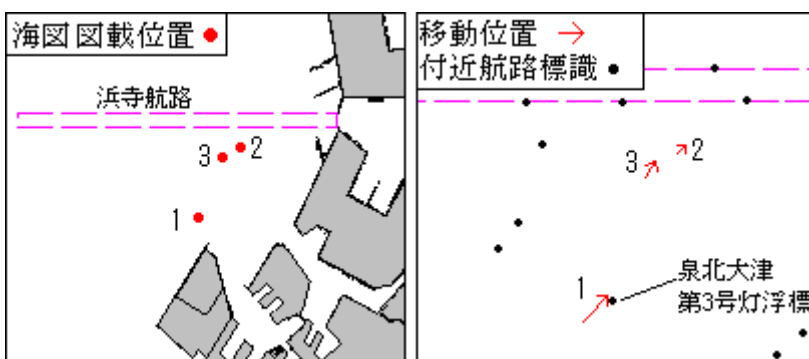


★30年827項 阪神港 — 堺泉北区、第6区 灯浮標移動

阪神港堺泉北区において、下記のとおり灯浮標が海図の図載位置から移動している。

- 1、泉北南第3号灯浮標（灯台表第1巻3533）(34-33.1N 135-23.2E)は、海図の図載位置から北東へ約80m移動している。
- 2、泉北南第4号灯浮標（灯台表第1巻3534）(34-32.9N 135-23.0E)は、海図の図載位置から北東へ約160m移動している。
- 3、泉北大津南第4号灯浮標（灯台表第1巻3538）(34-32.3N 135-22.6E)は、海図の図載位置から北東へ約325m移動している。

海図 W1110 (JP共)
出所 大阪海上保安監部



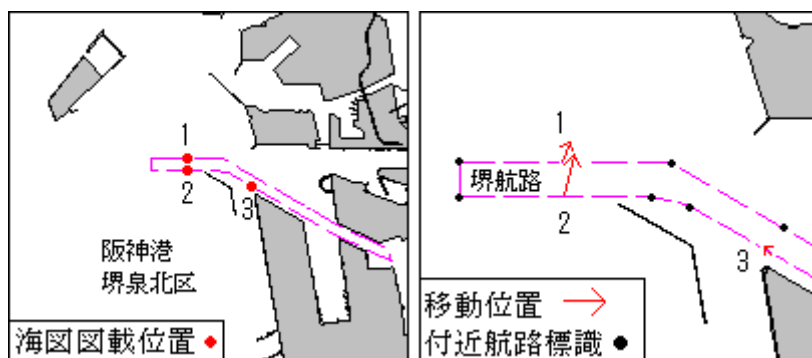
★30年828項 阪神港 — 堺泉北区、堺航路 灯浮標移動

阪神港堺航路において、下記のとおり灯浮標が海図の図載位置から移動している。

- 1、堺航路第3号灯浮標（灯台表第1巻3558）(34-36.5N 135-22.9E)は、海図の図載位置から北北東へ約200m移動している。
- 2、堺航路第4号灯浮標（灯台表第1巻3559）(34-36.3N 135-22.9E)は、海図の図載位置から北北東へ約420m移動している。
- 3、堺航路第10号灯浮標（灯台表第1巻3565）(34-36.1N 135-24.2E)は、海図の図載位置から北西へ約100m移動している。

海 図 W1146 (JP共)

出 所 大阪海上保安監部



★30年829項 阪神港 — 大阪区、第3区 鋼管矢板設置

木津川運河において、護岸改修に伴い鋼管矢板が設置された。

区 域 34-37-59.8N 135-27-27.8E 付近

海 図 W1148-W123 (JP共)

出 所 五本部海洋情報部



★30年830項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第1区 灯浮標移動

尼崎第4号灯浮標(灯台表第1巻3619) (34-40.5N 135-22.1E)は、海図の図載位置から北へ約150m移動している。

海 図 W1107 (JP共)

出 所 神戸海上保安部



★30年831項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第2区 倒壊コンテナクレーン存在

鳴尾浜地先において、倒壊したコンテナクレーンが存在する。

位置 34-41-52N 135-21-16E 付近
 備考 黄色灯付浮標4基が設置されている
 海図 W1107(JP共)
 出所 西宮海上保安署

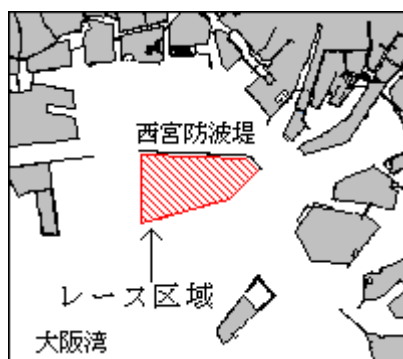


★30年832項 阪神港 — 尼崎西宮芦屋区、第3区 ヨットレース

西宮防波堤南方において、クルーザーヨット(約15艇)によるヨットレースが実施される。

期間 平成30年9月21日~24日、29日、30日 1000~日没
 区域 下記5地点により囲まれる区域
 (1) 34-40-38N 135-18-51E
 (2) 34-40-32N 135-21-16E
 (3) 34-40-19N 135-21-32E
 (4) 34-39-46N 135-20-49E
 (5) 34-39-19N 135-18-51E

備考 上記区域内にコースを示す橙色浮標が2基設置される
 レース中は警戒船が配備される
 海図 W1107(JP共) - W1103(JP共)
 出所 阪神港長

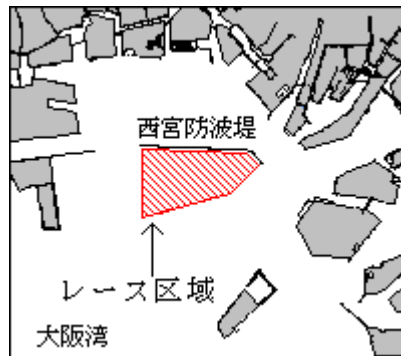


★30年833項 阪神港 ー 尼崎西宮芦屋区、第3区 ヨットレース中止

水路通報 30年33号795項削除

西宮防波堤南方における、クルーザーヨットによるヨットレース(平成30年9月9日実施)が中止された。

出所 阪神港長



★30年834項 阪神港 ー 神戸区、第1区 灯台仮灯設置

神戸和田岬防波堤灯台(灯台表第1巻3668)(34-39.2N 135-11.3E)は消灯し、仮灯が設置されている。

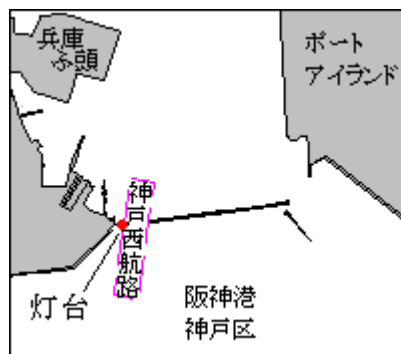
灯質 単閃緑光 毎3秒に1閃光

光達距離 7.5海里

灯高 11m

海図 W101A(JP共)-W101B(JP共)

出所 神戸海上保安部



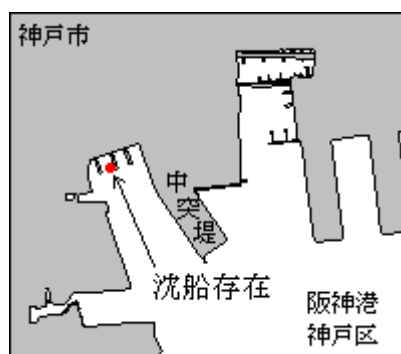
★30年835項 阪神港 ー 神戸区、第1区 沈船存在

中突堤西方の棧橋付近において、屋形船(長さ12m)が沈没している。

位置 34-40-54.5N 135-11-07.0E 付近

海図 W101A(JP共)-W101B(JP共)

出所 神戸海上保安部



★30年836項 阪神港 — 神戸区、第1区 露出沈船撤去

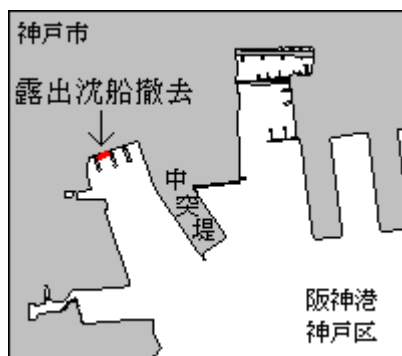
五管区水路通報30年33号796項削除

中突堤西方の棧橋間に存在していた露出沈船は撤去された。

位置 34-40-55.6N 135-11-05.8E 付近

海図 W101A (JP共) -W101B (JP共)

出所 神戸海上保安部



★30年837項 阪神港 — 神戸区、第2区 海上作業

KS1 から KS4 岸壁前面において、コンクリートプラント船によるコンクリート製造作業が実施される。

期間 平成30年9月10日～平成31年3月31日

区域 下記4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

(1) 34-41-59N 135-14-51E (岸線上)

(2) 34-41-50N 135-14-53E

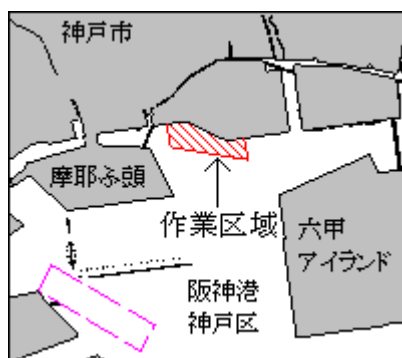
(3) 34-41-55N 135-14-16E

(4) 34-42-04N 135-14-14E (岸線上)

備考 コンクリートプラント船のアンカーワイヤー海面下5mの位置を示す黄色標識灯が設置される

海図 W101A (JP共)

出所 阪神港長



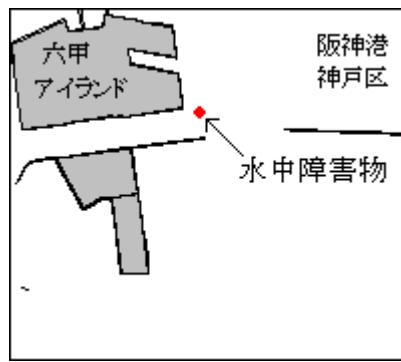
★30年838項 阪神港 — 神戸区、第3区 水中障害物存在

六甲アイランドコンテナふ頭東方において、水中障害物(コンテナ:長さ6.1m、高さ2.6m)が存在する。

位置 34-40-52N 135-17-41E 付近

海図 W101A (JP共)

出所 五本部海洋情報部



★30年839項 阪神港 — 神戸区、第4区付近 仮灯設置等

須磨海づり公園塔灯(灯台表第1巻3674)(34-38.1N 135-06.3E)は消灯し、仮灯が設置されている。

灯質 モールス符号白光 毎10秒にU(・・ー)

光達距離 3.0海里

備考 付近標識灯3基についても消灯している

海図 W101B(JP共)

出所 神戸海上保安部



★30年840項 阪神港 — 神戸区、第4区及び付近 海底清掃作業

須磨の浦において、作業船による海底清掃作業が実施される。

期間 平成30年9月12日(予備日19日)0800~1700

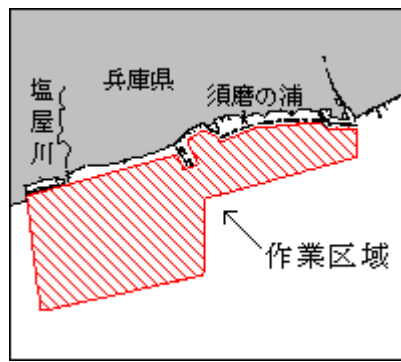
区域 下記14地点により囲まれる区域

- (1) 34-38-22N 135-08-13E
- (2) 34-38-11N 135-08-13E
- (3) 34-37-52N 135-06-30E
- (4) 34-36-58N 135-06-30E
- (5) 34-36-42N 135-04-41E
- (6) 34-37-44N 135-04-29E
- (7) 34-38-07N 135-06-07E
- (8) 34-37-56N 135-06-15E
- (9) 34-38-00N 135-06-26E
- (10) 34-38-15N 135-06-18E
- (11) 34-38-21N 135-06-28E
- (12) 34-38-14N 135-06-40E
- (13) 34-38-24N 135-07-44E
- (14) 34-38-19N 135-07-52E

備考 作業は海底耕耘器具を曳航しながら実施される
作業中は警戒船が配備される

海図 W101B(JP共)

出所 阪神港長



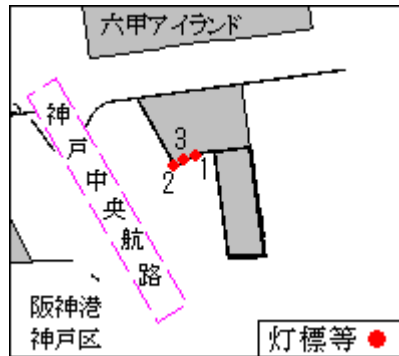
★30年841項 阪神港 — 神戸区、第6区 灯標等倒壊

六甲アイランド南方の埋め立て中の護岸において、以下の灯標及び標識灯が倒壊し、消灯している。

- 1、神戸六甲アイランド南工事区域S灯(灯台表第1巻3647.36)(34-39.9N 135-16.2E)
- 2、神戸六甲アイランド南工事区域U灯(灯台表第1巻3647.37)(34-39.8N 135-16.1E)
- 3、黄色標識灯(34-39-50.4N 135-16-10.5E)

海図 W101A (JP共)

出所 神戸海上保安部

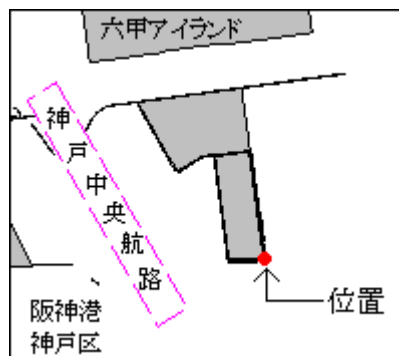


★30年842項 阪神港 — 神戸区、第6区 灯台不存在

神戸沖埋立処分場灯台(灯台表第1巻3649.5)(34-39.1N 135-17.0E)は倒壊し、存在しない。

海図 W101A (JP共)

出所 神戸海上保安部



★30年843項 阪神港 — 神戸区、第6区 施設灯仮灯設置等

第8南防波堤において、以下のとおり施設灯が消灯し、仮灯が設置されている。
また、付近標識灯が流失している。

1、神戸第8南防波堤西施設灯(灯台表第1巻3663.05)消灯、仮灯設置

位置 34-38-55.8N 135-15-17.2E

灯質 単閃黄光、毎4秒に1閃光

光達距離 1.5海里

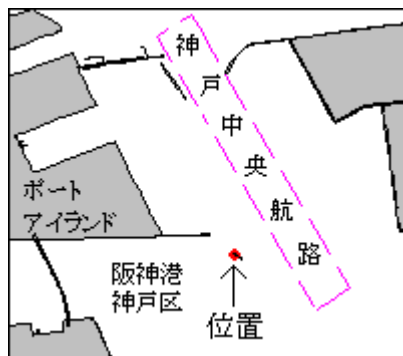
2、黄色標識灯流失

位置 (1) 34-38-54.9N 135-15-19.3E

(2) 34-38-54.4N 135-15-20.3E

海図 W101A(JP共)

出所 神戸海上保安部



★30年844項 明石海峡及び付近 水路測量

五管区水路通報30年33号802項削除

明石海峡航路北東方から江井ヶ島港において、水路測量が実施されている。

期間 平成30年9月25日まで(予備日26日~10月3日)日出~日没

区域 下記2地点を結ぶ陸岸から沖合約1kmまでの区域

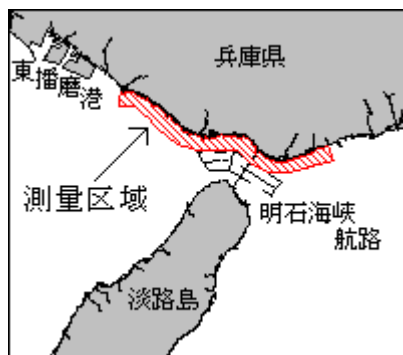
(1) 34-38-05N 135-05-33E(岸線上)

(2) 34-40-28N 134-54-36E(岸線上)

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W131(JP共)

出所 五本部海洋情報部、神戸海上保安部



★30年845項 播磨灘 水路測量

東播磨港南方において、測量船「うずしお」(30トン)による水路測量が実施される。

期間 平成30年9月18日～12月28日のうち17日間

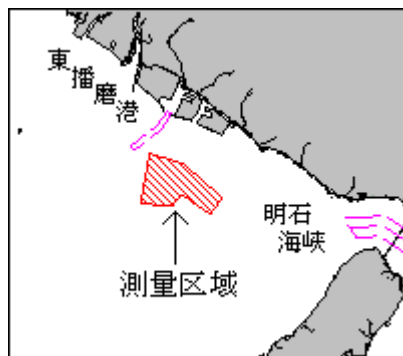
区域 下記7地点により囲まれる区域

- (1) 34-40-19N 134-49-09E
- (2) 34-39-54N 134-50-48E
- (3) 34-38-32N 134-52-42E
- (4) 34-37-53N 134-52-06E
- (5) 34-38-40N 134-50-44E
- (6) 34-38-12N 134-50-14E
- (7) 34-38-19N 134-48-43E

備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海図 W131(JP共)

出所 五本部海洋情報部



★30年846項 播磨灘 養殖施設設置

鹿ノ瀬において、海苔養殖施設及び区域を示す黄色灯付浮標が設置される。

期間 平成30年9月11日～平成31年5月15日

区域 下記5地点により囲まれる区域

- (1) 34-37-00N 134-45-02E
- (2) 34-37-16N 134-49-42E
- (3) 34-35-28N 134-50-16E
- (4) 34-34-18N 134-43-59E
- (5) 34-35-28N 134-43-41E

備考 作業船による灯付浮標の設置作業が平成30年9月11日～20日の日出～日没の間実施される
設置作業中は警戒船が配備される

海図 W131(JP共)

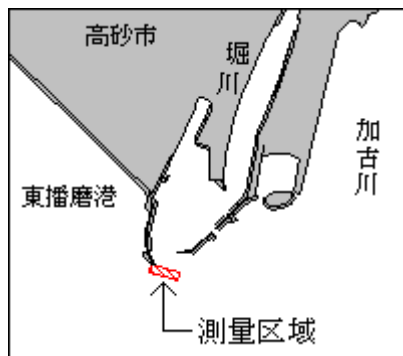
出所 加古川海上保安署



★30年847項 東播磨港 水路測量

堀川河口の西防波堤付近において、水路測量が実施されている。

期間 平成30年9月15日までのうち2日間
区域 34-43-47N 134-47-52E 付近
備考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚
海図 W107(JP共)
出所 五本部海洋情報部



★30年848項 徳島小松島港 — 徳島区、第1区及び第2区 防波堤改修工事

東沖洲南東側の防波堤先端付近において、潜土工、起重機船、サンドコンパクション船等による地盤改良工事を伴う防波堤改修工事が実施されている。

期間 平成30年9月17日まで（予備日含む）日出～日没

区域 下記4地点により囲まれる区域

- (1) 34-03-06.1N 134-36-11.4E
- (2) 34-03-06.0N 134-36-20.4E
- (3) 34-02-57.3N 134-36-20.4E
- (4) 34-02-58.0N 134-36-11.8E

備考 作業区域を示す黄色灯付浮標8基が設置される
既設消波ブロック及びケーソン等が期間中は一時的に撤去され、撤去された消波ブロックについては作業区域内に仮置きされる
作業中は警戒船が配備される

海図 W1126

出所 徳島小松島港長



★30年849項 徳島小松島港 — 小松島区、第3区 小型船舶実技講習

弁天島北方において、特殊小型船舶実技講習が実施される。

期間 平成30年9月13日、14日（予備日15日）日出～日没

区域 34-00-08N 134-36-33E 付近

標識 区域内に蛇行コースを示す黄色浮標が6基設置される

海図 W1126

出所 徳島小松島港長



★30年850項 四国南岸 — 甲浦港 灯浮標交換作業

起重機船による杓子礁灯浮標(灯台表第1巻3021)(33-32.6N 134-18.5E)の交換作業が実施される。

期日 平成30年9月11日(予備日12日~26日) 日出~日没

区域 上記灯浮標を中心とする半径50mの円内区域

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W59(分図「甲浦港」)

出所 高知海上保安部



★30年851項 四国南岸 — 高知港 灯浮標交換作業

高知港において、起重機船による下記灯浮標の交換作業が実施される。

期間 平成30年9月10日(予備日11日~25日) 日出~日没

名称 1 高知港第1号灯浮標(灯台表第1巻3053)(33-30.1N 133-34.7E)

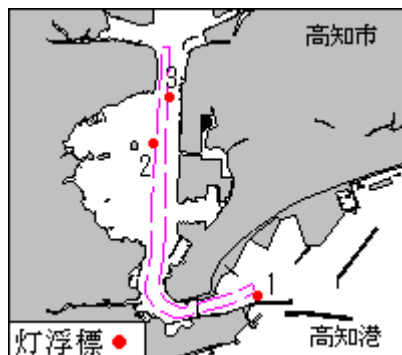
2 高知港第11号灯浮標(灯台表第1巻3059)(33-31.4N 133-33.7E)

3 高知港第12号灯浮標(灯台表第1巻3060)(33-31.7N 133-33.8E)

備考 作業中は警戒船が配備される

海図 W110

出所 高知港長



★30年852項 四国南岸 ー 高知港 水路測量

高知港において、水路測量が実施される。

期 間 平成30年9月18日～10月31日のうち20日間

区 域 付図に示すとおり

備 考 測量船は白紅白のえん尾旗を掲揚

海 図 W110

出 所 五本部海洋情報部



★30年853項 船舶通航信号所一時業務休止

大阪船舶通航信号所(灯台表第1巻8108)(34-39.2N 135-25.8E)は、レーダー映像に基づく情報提供及びVHF送受信業務を一時休止している。

出 所 五本部交通部

★30年854項 船舶通航信号所電光表示版運用不能

大阪南港船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.03)(34-37.2N 135-24.0E)は、電光表示版が運用不能となっている。

出 所 大阪海上保安監部

★30年855項 船舶通航信号所電光表示版消灯

大阪内航船舶通航信号所(灯台表第1巻8108.04)(34-38.3N 135-23.9E)は、電光表示版が消灯している。

出 所 大阪海上保安監部

★30年856項 信号所電光表示版消灯

南港第2信号所(34-37-13N 135-24-09E)は、電光表示版が消灯している。

出 所 大阪海上保安監部

★30年857項 船舶気象通報等一時業務休止

下記航路標識等における大阪灯台で観測した気象情報(風向・風速)の提供が一時休止されている。

1 第五管区海上保安本部沿岸域情報提供システム【テレホンサービス、インターネット・ホームページ】

2 徳島海上保安部が行う船舶気象通報【テレホンサービス】

出 所 五本部交通部

★30年858項 船舶気象通報一時業務休止

下記航路標識等における潮岬灯台で観測した気象情報(波高)の提供は一時休止している。

1 江崎船舶通航信号所【船舶自動識別装置(AIS)】

2 第五管区海上保安本部沿岸域情報提供システム【テレホンサービス、電子メール、インターネット・ホームページ】

出 所 五本部交通部

★30年859項 ディファレンシャルGPS局一時業務休止

江崎ディファレンシャルGPS局(灯台表第1巻9419)(34-35.8N 134-59.5E)は利用不能となっている。

期 間 当分の間

出 所 大阪湾海上交通センター
